

言渡	平成24年11月20日
交付	平成24年11月20日
裁判所書記官	

平成24年(受)第1317号

判 決

東京都中央区晴海1-8-10 トリトンスクエアX棟

上 告 人 C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式

会社

同代表社員職務執行者 浅 野 俊 昭

被 上 告 人

同訴訟代理人弁護士 西 尾 剛

上記当事者間の大阪高等裁判所平成23年(ネ)第3386号不当利得金返還請求事件について、同裁判所が平成24年3月16日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告人の上告受理申立て理由第1及び第2について

1 本件は、被上告人が、貸金業者である上告人との間の継続的な金銭消費貸借取引について、各弁済金のうち利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの)1条1項所定の制限を超えて利息として支払われた部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、上告人

に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金496万9508円の返還等を求める事案である。

被上告人は、上告人との間で、いわゆるリボルビング方式の金銭消費貸借に係る基本契約を締結し、この基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を行った後、不動産に根抵当権を設定した上で確定金額に係る金銭消費貸借契約を締結し、これに基づく借入金の一部により上記継続的な金銭消費貸借取引に係る約定利率による計算を前提とする元本及び利息の残債務（以下「約定残債務」という。）を弁済したところ、上記継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金を上記借入金債務に充当することができるかどうか争われている。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、上告人との間で、融資限度額の範囲内で継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した無担保の金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件第1契約」という。）を締結し、これに基づき、昭和63年5月16日から平成13年6月12日まで、第1審判決別紙計算書の「取引日」欄記載の日に「借入額」欄又は「返済額」欄記載のとおり、おおむね、10万円以内の金額を借り入れ、月額3,4万円を弁済するという継続的な金銭消費貸借取引を行った。本件第1契約は、平成12年4月12日以降、融資限度額を100万円、利息を年36.5%、遅延損害金を年39.5%とし、返済方法を毎月の返済日に融資残高に応じた一定額の金員を弁済するという元利定額残高スライドリボルビング方式としたものである。

(2) 被上告人は、本件第1契約に基づく借入金債務及び他の貸金業者に対する借入金債務を弁済する目的で、上告人に対し、自己の所有する土地及び建物に極度額

を600万円とする根抵当権を設定した上、平成13年6月28日、上告人との間で、350万円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約（以下「本件第2契約」という。）を締結した。本件第2契約は、利息を年18%、遅延損害金を年29.2%とし、返済方法を毎月7万9900円ずつ分割弁済するとしたものである。

上告人は、同日、本件第2契約に基づく貸付金のうち100万5770円を本件第1契約に基づく約定残債務の弁済に充て、残額から担保不動産の鑑定料等を差し引いた金額を被上告人に交付した。

被上告人は、平成14年10月4日、上告人との間で、本件第2契約につき、同日時点の約定残債務を弁済して430万円を借り入れ、利息を年16.5%、毎月の返済額を8万6700円に変更する借換えの手続をしたほか、本件第2契約締結以後、平成21年10月19日まで、上記計算書の「取引日」欄記載の日に「返済額」欄記載の各金員を弁済しており、これらの取引（以下「本件担保貸付取引」という。）は、1個の連続した貸付取引である。

(3) 本件第1契約に基づく取引に係る弁済につき、制限超過部分を元本に充当されたものとして計算をした残元金は、上記計算書の「残元金」欄記載のとおりであって、平成13年6月28日時点における過払金は、316万6576円となる。

3 原審は、上記事実関係の下で、次のとおり判断して、被上告人の請求を全部認容すべきものとした。

本件第2契約に基づく借入金の一部が本件第1契約に基づく約定残債務の弁済に充てられたことなどからすると、被上告人と上告人とは、本件第1契約に基づく取引と本件担保貸付取引とを併存させて複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないと考えられるから、上記各取引は事実上1個の連続した貸付取引

であると評価するのが相当であり，被上告人と上告人との間には，本件第1契約に基づく取引により発生した過払金を本件担保貸付取引に係る借入金債務に充当する旨の合意が存在すると解される。

4 しかし，原審の上記判断は是認することができない。その理由は，次のとおりである。

(1) 同一の貸主と借主との間で無担保のリボルビング方式の金銭消費貸借に係る基本契約（以下「第1の契約」という。）が締結され，第1の契約に基づく取引が続けられた後，改めて不動産に担保権を設定した上で確定金額に係る金銭消費貸借契約（以下「第2の契約」という。）が締結された場合，第1の契約と第2の契約とは，弁済の在り方を含む契約形態や契約条件において大きく異なっているから，第2の契約に基づく借入金の一部が第1の契約に基づく約定残債務の弁済に充てられ，借主にはその残額のみが現実に交付されたこと，第1の契約に基づく取引は長期にわたって継続しており，第2の契約が締結された時点では当事者間に他に債務を生じさせる契約がないことなどの事情が認められるときであっても，第1の契約に基づく取引が解消され第2の契約が締結されるに至る経緯，その後の取引の実情等の事情に照らし，当事者が第1の契約及び第2の契約に基づく各取引が事実上1個の連続した貸付取引であることを前提に取引をしていると認められる特段の事情がない限り，第1の契約に基づく取引と第2の契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価して，第1の契約に基づく取引により発生した過払金を第2の契約に基づく借入金債務に充当する旨の合意が存在すると解することは相当でない（最高裁平成23年（受）第122号同24年9月11日第三小法廷判決・裁判所時報1563号2頁）。

(2) これを本件についてみると、前記事実関係によれば、被上告人と上告人との間では本件第1契約が締結され、これに基づく取引が続けられた後、改めて本件第2契約が締結されたところ、本件第1契約は無担保のリボルビング方式の金銭消費貸借に係る基本契約であるのに対し、本件第2契約は不動産に根抵当権を設定した上で1回に確定金額を貸し付け毎月元利金の均等額を分割弁済するという約定の金銭消費貸借契約であるから、両契約は契約形態や契約条件において大きく異なり、本件第2契約の締結時後、1回借換えがされたほかは、借入金債務の弁済のみが続けられている。そうすると、本件第2契約に基づく借入金の一部が本件第1契約に基づく約定残債務の弁済等に充てられ、被上告人にはその残額のみが現実に交付されたこと、本件第1契約に基づく取引は長期にわたって継続しており、本件第2契約が締結された時点では当事者間に他に債務を生じさせる契約がなかったことなどという程度の事情しか認められず、それ以上に当事者が本件第1契約に基づく取引と本件担保貸付取引とが事実上1個の連続した貸付取引であることを前提に取引をしているとみるべき事情のうかがわれない本件においては、本件第1契約に基づく取引と本件担保貸付取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することは困難である。

したがって、被上告人と上告人との間で、本件第1契約に基づく取引により発生した過払金を本件担保貸付取引に係る借入金債務に充当する旨の合意が存在すると解するのは相当でない。

(3) 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そこで、被上告人の請求に係る過払金の額等につき更に審理を尽くさせるため、本件を

原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 寺 田 逸 郎

裁判官 田 原 睦 夫

裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 大 橋 正 春